

議案第1号

令和5年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画について

令和5年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画について、別紙  
のとおり定めたい。

令和5年2月17日提出

公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会

会 長 小 野 剛

## 議案第 1 号

### 令和 5 年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画

全国国民健康保険診療施設協議会（略称「国診協」）は、国民健康保険法に基づいて設置される国民健康保険診療施設（国保直診）の管理者たる医師・歯科医師を会員とし、国保直診の多くが立地している中山間地域・へき地・離島における保健・医療・介護・福祉の連携統合を図り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの充実強化と地域包括ケアシステムの構築を目的として、全国国保地域医療学会を開催するほか、種々の事業を積極的に実施しているところである。

高齢化が進む日本では、持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的とした社会保障・税一体改革の推進のため、平成 25 年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」を成立させ、平成 26 年 6 月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が公布された。その概要は 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化などである。この法律改正で「地域包括ケアシステム」が規定されたことにより、超高齢社会が進む日本ではこのシステムが必要不可欠であるということが示された。

国保直診では昭和 40 年代後半から先進的に地域包括医療・ケアの推進に取り組み、在宅医療を含む地域医療を支えてきた。国診協が昭和 59 年に「地域包括医療・ケア」の理念を明文化し、全国的に展開してきたことが最も先進的であることの証であり、国保直診の誇りであるとともに国診協運営の絶対的基盤であるといっても過言ではない。今年度も地域包括医療・ケア推進のフロントランナーとして全国各地域で活動するとともに、少子高齢化と人口減少が進む中で国保直診の役割と機能を確認し、医師・メディカルスタッフの確保等その基盤強化を図り、将来に向けて持続可能な地域包括医療・ケアシステム構築し実践するための「国保直診の 10 年後にありたい姿（仮題）」を検討・策定して令和 6 年 1 月目途に会員施設等に公表したい。

平成 31 年 4 月には厚生労働省社会保障審議会が「2040 年を展望した医療提供体制の改革について」が提示された。その中で「地域医療構想の実現」「医師・医療従事者の働き方改革」「実効性のある医師偏在対策」を三位一体で推進することが示されている。その後、地域医療構想の実現に関しては令和元年 9 月に厚生労働省が、公立・公的医療機関等の具体的対応の「再検証」を要請する病院名を公表（本会会員施設の半数が対象とされた）するなどの進め方に対して直ちに意見を提出した。コロナ禍で中止されていた各地域での協議も今年度は再開され、外来機能（かかりつけ医機能も含め）についても議論される予定であり、会員施設がそれぞれの立ち位置を明確にし、適切に対応することに期待する。「医師の働き

方改革」は1年後の令和6年4月から実施される予定であるが、多くの国保直診は医師数が少なく厳しい対応が迫られる改革である。国診協としては会員施設の状況を把握し、取り組み情報を共有化するとともに必要に応じて条件緩和等を国に対し要望していきたい。また、国では地域間の医師偏在の解消を図るため「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年7月25日公布）を制定した。多くの国保直診が所在する地域では医師不足が続いている現状にある。そのような地域では「総合診療医」の必要性が増しているものと考えられる。国診協では地域医療を守る病院協議会とともに「日本地域医療学会」運営に参画し「地域総合診療専門医」育成を通じて医師偏在解消の一翼を担っていきたい。

平成30年度から国民健康保険制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るなどの措置が講じられた。これまで国保直診が自治体とともに地域住民の予防・健康づくり事業を展開してきたが、それらの事業は新たに創設された保険者支援事業として新しい国保制度に受け継がれ、国保直診の益々の活躍が期待されている。さらにはオンライン資格確認推進や国保データベース（KDB）の有効活用においても国保直診としての取り組みを推進したい。

令和6年4月には「医師の働き方改革」「第8次医療計画」等の制度改正と同時に「診療報酬・介護報酬・障害者総合支援法報酬のトリプル改定」も予定されている。令和5年度は制度改正対応への準備期間として重要な年度と考えられる。国診協としては会員施設に対し国の動向に関する情報提供に務めるとともに必要に応じた要望活動を行うこととする。その一つとして、令和6年度診療報酬改定における国に対する要望に向けての基礎データ及び要望事項の取りまとめを令和4年度に行ったところであり、令和5年度はこれを基に厚生労働省等関係機関への要望活動を行う。また、離島・へき地・中山間地域等医療資源不足に悩む我々国保直診に対する支援を引き続き国に対して要望していくこととする。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国診協の事業運営にとっても全国国保地域医療学会〔岡山〕、現地研究会〔三重〕などが中止に追い込まれるなど厳しい状況が続いたが、令和4年度においては、全国国保地域医療学会〔千葉〕、現地研究会〔新潟〕などを十分なコロナ感染対策を図ることで実施した。新型コロナウイルス感染症が感染法上「2類相当」から「5類」へ移行する予定ではあるが平成5年度も感染対策を行いながら主要事業を実施する。国診協運営に関しては平成5年度も厳しい状況は続くものと思われるが、一層の効率的な事業運営並びに経費の見直し等を実施し、引き続き財政基盤の安定に向けて取り組んでいくこととする。また、国、国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、平成29年9月に設立した地域医療を守る病院協議会構成団体、令和3年10月に設立した日本地域医療学会、その他関係団体と一層緊密な連携を図りながら、次の事業を実施するものとする。

## 1. 重点事業

(1) 組織体制の強化

国保直診の運営・事業活動を強化するため、都道府県国保直診開設者（市町村長）協議会との連携強化、都道府県協議会並びにブロック組織の活動強化を図るとともに会員施設と国診協との連携、情報交換を密接にする等により組織の強化、活性化を図る。

(2) 地域包括医療・ケアの推進と提言策定

- ① 国保直診を拠点とする地域包括医療・ケアの普及推進に資するため、地域の関係機関との連携を密にしつつ、国保直診及び国保総合保健施設による特定健診・特定保健指導等を中心とする保健事業、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）を中心とする介護・福祉事業への取り組みを強化する。
- ② 地域包括医療・ケアを実践する施設及び医師、歯科医師並びにその他の専門職員（保健・医療・介護及び福祉業務に従事する専門職種職員）を対象とする地域包括医療・ケア認定制度の普及を図る。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築のためには、行政や住民との連携と協働が必要で、そのために国診協の開設者委員会との連携を密にする。
- ④ 少子高齢化と人口減少が進む中で国保直診の役割と機能を確立し、医師・メディカルスタッフの確保等その基盤強化を図り、将来に向けて持続可能な地域包括ケアシステムを構築し実践するための「国保直診の10年後にありたい姿（仮題）」を検討・策定し令和6年1月には会員施設等に公表する。

(3) 医療と介護の一体改革（第7次医療法等の改正）への適切な対応

医療と介護の一体改革については、順次関係法律が施行されており、改正の動向に注視するとともに適切な対応をしていくこととする。これまで地域包括医療・ケアの推進及び地域包括ケアシステムの構築に関して、医療関係者の間には介護と福祉の問題である、との認識が強く、医療と介護の連携が不十分であった。第7次の改正に地域包括ケアシステムの構築のために医療と介護の連携が必要であることが明確に謳われたことにより、従前より保健・医療・介護・福祉の連携、統合を理念として取り組んできた国診協・国保直診としては、この法改正を絶好の機会としてとらえ、従前にも増して取り組みを強化していくこととする。

また、医師の地域間、診療科間の偏在については、国診協として従前より国に対して是正要望を提出してきているところであるが、実現までに至っていないので、引き続き、国に対して強く是正を求めていく。

更に、特定行為に係る看護師の研修制度の推進、診療放射線技師・臨床検査技師の業務範囲の見直しについては、タスクシェア・タスクシフトの観点からも国診協・国保直診としてこの制度を活用し、人材育成に努めていく。

(4) 国民健康保険制度の見直し等への適切な対応

前述したとおり、平成27年5月27日に成立した国民健康保険法等改正法につい

ては、順次公布されており、国保に対する公費による財政支援の拡充(平成 27 年度から)、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るなどの措置が講じられ、国保直診の益々の活躍が期待されている

(5) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインへの対応

国では少子高齢化、人口減少に伴う医療需要の変化で地域医療を支える公立病院の経営が厳しい状況にある事に加え、今後医師の時間外労働規制への対応も迫られる中で持続可能な地域医療提供体制を確保するため、令和 3 年度末に地域医療を支える公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインが公表された。国保直診の各病院はこのガイドラインを踏まえ、令和 5 年度中に「経営強化プラン」を策定することが求められている。今後は会員施設の取り組み状況を把握するとともに会員施設へタイムリーに情報提供を行い、策定に向けての支援を行う。

(6) 地域医療構想の進め方に対する対応

前述したとおり、厚生労働省は、令和元年 9 月 26 日に地域医療構想の実現に向け、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の「再検証」を要請する 424(その後 440 程度に修正)の病院名を公表した。そのうち、自治体立病院でもある本会会員施設が 126 病院(全 278 病院の 44.6%)含まれていた。承知のとおり本会会員施設の多くは中山間地域・へき地・離島における保健・医療・介護・福祉の連携統合を諮り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの充実強化と地域包括ケアシステムの構築を目的として、それぞれの地域において在宅医療を含む地域医療を支えているとともに、民間では困難な不採算部門の医療を担っている。

今般の公立・公的病院等だけを対象とした再編統合を進めることは地域医療の崩壊にも繋がることから、国に対して「地域医療構想の推進は必要なことであり、本会会員施設においても一層の経営改善と機能分化を進める必要性は認識しているが、地域により公立・公的病院の果たす役割は異なることから、今回の全国一律の基準による機械的に分析したデータだけで再編統合を推進することは適切とは言い難く、地域の病院がなくなれば住民生活に深刻な影響が出ることや現在勤務している職員に多大な不安を与えることとなり、開設者(首長)及び管理者(院長等)からも厚労省の進め方に対し、厳しい意見が提出されており、慎重に進めることを強く求め、更に、民間病院の診療実績データの分析結果の公表、再編統合する病院への財政支援の拡充、あわせて深刻な医師不足への対策強化などを求める。」との意見を提出した(令和元年 10 月 16 日厚生労働省医政局長あて提出)。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で各地域での調整会議はほとんど行われず議論も一時停滞していたが令和 5 年度は 2025 年に向けて議論が再開され、機能分化と連携を一層重視した取り組みの強化が図られる予定であり国保直診においても適切な対応が必要である。また、

2025年以降については2040年を視野に入れ、新型コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ新興感染症への対応も考慮した新たな地域医療構想を策定する方向であり今後の動向を注視するとともに各種情報については会員に提供し周知を図る。

(7) 令和6年度診療報酬改定に向けての国への要望の検討

診療報酬改定については、改定の都度、国に対して必要な要望を行ってきたところであり、令和6年度診療報酬改定における要望に向けての基礎データ及び要望事項の取りまとめを令和4年度に行ったところであり、令和5年度はこれを基に厚生労働省等関係機関への要望活動を行う。

(8) 医師・医療スタッフの確保対策に関する国への要望及び関係団体との連携

医師・医療スタッフの確保について、引き続き関係団体とも連携しながら国に対して要望していく。

(9) 総合診療専門医制度設計に向けた具体的な実施方策の提言等

地域包括医療・ケアの一層の実践向上のため、厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会報告(平成25年4月)」において導入されることとなった「総合診療専門医制度」の実施については、国診協として具体的な実施方策等について関係団体とも連携しながら中立的第三者機関である日本専門医機構に対し提言を行い、国に対しても国保直診が総合診療専門医研修施設として質の高い研修を提供するための環境整備等につき支援を要望している。

国保直診はこれまで地域において総合診療を実践し、地域に根ざした総合診療医を育成してきた実績があり、地域包括医療・ケア認定医が新たな制度発足時において暫定的な指導医となり講習会受講後には特任指導医として地域包括医療・ケアの核となる総合診療専門医を育成する責務がある。

一方、具体的な制度運営の検討を進めている日本専門医機構において、国診協も関連委員会に委員として参加し、専門医制度整備指針等の改定をはじめ総合診療専門医のあり方等について、積極的に提言を発信しているところであり、引き続き、関係団体とも連携して適切に対処していくこととしている。

また、地域医療を守る病院協議会加盟団体を中心に設置した「一般社団法人日本地域医療学会」の活動に積極的に参画し「地域総合診療専門医」育成を通じて医師偏在解消の一翼を担っていく。

(10) 医師の働き方改革への対応

「医師の働き方改革」は1年後の令和6年4月から実施される予定であるが、多くの国保直診は医師数が少なく厳しい対応が迫られる改革である。国診協としては会員施設の状況を把握し、有用な情報や方策を会員施設と共有するとともに、必要に応じて条件緩和等を国に対し要望していく。

(11) 医師・歯科医師臨床研修制度への適切な対応

医師・歯科医師臨床研修制度において、国保直診が研修施設として地域包括医療・ケ

アを実践できる医師・歯科医師の養成に積極的に参画するよう「地域医療」に関する指導医の養成等の支援活動を充実するとともに必要に応じて国へ要望していく。

(12) 会員施設における経営合理化、安定化の推進

会員施設におけるオーダーリングシステム、電子カルテ等に関する調査を行い、結果を共有化するとともに国保特別調整交付金の活用等の情報提供を行って会員施設の経営の安定化を図っていく。

(13) 全国学会、研究、研修事業の充実

全国国保地域医療学会、地域医療現地研究会、地域包括医療・ケア研修会及び各種研究、研修事業等の内容を充実するとともにオンライン活用でより多くの会員に向けての情報発信や会員参加の促進、会員相互の交流の拡充に取り組んでいく。

(14) 国診協としての医師短期派遣の支援の実施

既存の人材派遣システムにおいても支援(短期)が受けられない国保直診会員施設に対して、同一県内(近隣県またはブロック内も含む)の国保直診病院の支援について検討していく。

(15) 国保直診に関する広報の充実及び会員拡大対策の実施

国保補助金制度の内容、国保直診となるための手続き等について周知するとともに、地域包括医療・ケア認定制度の周知並びに「地域総合診療専門医」の育成に向けての対応状況等について会員への周知、広報等の充実強化を図っていく。

また、国保直診への未加入状況等を把握し、加入勧奨の促進を図っていく。

(16) 「内部調査調整プロジェクトチーム」の活用

国診協内部の委員会や部会で実施する調査において、内容の重複を避け、調査を受ける会員施設の負担軽減のための調整役を担うプロジェクトとして設置した。令和5年度においても、プロジェクトチームを活用して円滑に調査を行うものとする。

(17) 「国診協若手の会」の活動推進

国診協の次世代を担う若手職員の相互支援、交流を目的に「国診協若手の会」を設置。令和3年度に「国診協若手の会世話人会」を立ち上げ活動を開始した。令和5年度はこの世話人会を中心に活発に活動を行い、若手医師等職員の交流の輪を広げていきたい。

(18) 「歯科保健部会」の設置の推進

歯科診療施設等の地域包括医療・ケア実践における役割の重要性からも国診協各ブロックもしくはより広範囲なブロックでの検討を踏まえ歯科保健部会の設置を進めていく。

(19) 国保直診データベースの充実

国保直診活動の情報発信ツールとして、国保直診によるデータ入力 of 協力を得ながらデータベースの整備を進め、国保直診活動の推進等に活用していく。

(20) 安定的財政基盤確立に向けての検討

消費税増税等により影響を受けた国診協の財政基盤安定のために、会費負担増額をさせていただいたが、今後も引き続き効率的な事業運営と経費見直しを実施して健全かつ安定した運営に努めていく。

## 2. 諸会議の開催

- (1) 総会、理事会、監事会の開催
- (2) 執行役員会、各委員会・部会の開催  
各会議・委員会等の目的、役割を十分果たすため、オンライン会議システム(平成28年度後期に導入・令和2年度変更)を有効に活用するなど、積極的かつ効率的な開催に努める。
- (3) 都道府県国保直診開設者協議会会長会議の開催
- (4) 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議の開催

## 3. 主要事業

- (1) 国保直診支援に関する事業
  - ① 関係団体と共同して医師等求人求職斡旋事業の実施  
会員施設を対象に医療事故のリスクを保証する賠償責任保険事務の実施及び各種広報媒体の活用等による医師等確保対策事業を実施
  - ② 広報活動の充実
    - i 季刊「地域医療」誌の発行並びに内容の充実及び読者層の拡大
    - ii 増刊「地域医療」全国国保地域医療学会特集号の発行  
(第62回全国学会〔千葉〕開催)
    - iii 国診協ホームページを活用した情報発信の一層の充実と活用
      - ・「会長通信」を3-4か月に1回程度発行
      - ・国診協各委員会・部会の活動状況をホームページに掲載
    - iv 保健・医療・介護及び福祉に関する国の動向等情報の早期提供
- (2) 調査研究・研修に関する事業
  - ① 地域包括ケアシステムの確立とその普及推進及び国保直診の役割に関する調査研究事業の実施
  - ② 老人保健健康増進等事業、社会福祉振興助成事業等の実施
  - ③ 第37回地域医療現地研究会
    - 開催期日 令和5年5月12日(金)・13日(土)
    - 開催地 香川県観音寺市・琴平町
    - メインテーマ「with コロナ、after コロナ時代における地域包括医療ケア」
  - ④ 地域包括医療・ケア研修会(令和5年度)
    - 開催期日 令和6年1月12日(金)・13日(土)



- 開催地 東京都秋葉原(富士ソフトアキバプラザ)(予定)
- ⑤ 国保直診口腔保健研修会(令和5年度)
  - 開催期日 令和5年10月5日(木)
  - 開催地 福井県福井市
- ⑥ 海外保健・医療・介護・福祉視察研修  
(令和5年度は実施を見送る。)
- ⑦ 医師臨床研修指導医講習会(全国自治体病院協議会と共同実施)
  - 開催期日 令和5年8月～令和6年2月(6回開催予定)
- (3) 学会主催・開催支援・情報提供に関する事業
  - ① 第63回全国国保地域医療学会
    - 開催期日 令和5年10月6日(金)・7日(土)
    - 開催地 福井県福井市(アオッサ、ハピリンホール、ザ・グランユアーズフクイ)
    - メインテーマ「コロナ超え 今こそ羽ばたく地域包括ケア」～幸福の地翔る不死鳥の如く～
- (4) 地域包括医療・ケア認定に関する事業(年2回、新規認定、更新認定を実施)  
 地域包括医療・ケア活動を実践している施設及び地域包括医療・ケア活動に従事する医師、歯科医師並びにその他の専門職員(保健・医療・介護及び福祉業務に従事する専門職種職員)の認定制度の充実を図り、地域包括医療・ケアの推進を行う。また、前述した地域包括医療・ケア認定医も総合診療専門医を目指す専攻医の特任指導医の候補として位置づけられた。引き続き、地域包括医療・ケア認定医の資格取得の推進を図っていく。
- (5) 地域包括医療・ケア活動の振興に関する事業
  - ① 都道府県で開催される国保地域医療学会への支援
  - ② 都道府県協議会及びブロック協議会の活動に対する支援